仲介貿易における買い・売りの相手方が資本関係である場合の信用危険のてん補の制限の扱いについて

２００４年３月１日

日本貿易保険

１．基本的な考え方

　２００４年４月から貿易一般保険の個別保険の対象となる契約形態のうち、仲介貿易（みなし仲介は除く。）について、買契約の相手方と売契約の相手方との間において支配関係がある場合には、信用危険は免責とします。

２．導入に伴う措置

1. 保険証券に以下の信用危険免責条文を付します。

案文は以下のとおり。

　　日本貿易保険は、当該保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、仲介貿易契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第３条第９号から第１２号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。

一　被保険者の買契約の相手方（本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売し、又は賃貸する仲介貿易において、一の外国の地域において生産し、加工し、又は集荷する者をいう。以下同じ。）の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）

　二　買契約の相手方と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社

　　イ　買契約の相手方の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）

　　ロ　買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）

　　ハ　議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の直接子会社のうちいずれか２者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）

　　ニ　イ、ロ及びハに該当する法人の支店

　四　その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社

1. 保険申込書に資本関係の有無、買契約の相手方の氏名、住所の欄を追加します。

以　　　上

具体的な免責範囲

　　　　　　　　Ａ国　　　　　　　　　　　Ｂ国

Y社

Ｘ社

**買い契約**

**代金支払い**

**仲介貿易契約**

**仲介貿易者**

商社

メーカー

　　日本

ＮＥＸＩ

**は仲介貿易契約の相手方**

|  |
| --- |
| **①仲介貿易契約の相手方が買契約の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合、当該相手方の他の支店を含む。）** |

例１（**仲介貿易契約の相手方（Y）が**本店の場合）

X（支店）

Y（本店）

例２（**仲介貿易契約の相手方が**支店の場合）

Y（支店）

X（本店）

X（支店）

|  |
| --- |
| **②仲介貿易契約の相手方が買契約の相手方と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社** |

* *資本関係については、直系は無制限、傍系は２親等まで。*

|  |
| --- |
| **イ　買契約の相手方の親会社又は子会社** |

* *「親会社」とは他の法人の議決権50%超を保有し、「子会社」とは議決権50%超を保有される法人。また、間接的に議決権を保有される法人も「子会社」とみなす。よって、尊属・卑属とも議決権50%超を保有しているのであれば、どこまでも対象。*

*なお、「直接親会社」「直接子会社」とは、それぞれ親会社のうち直接保有している法人、子会社のうち直接保有されている法人を指す。*

例３（単独で50%超を保有）

Y卑属会社

Y尊属会社

Y直接親会社

Y直接子会社

**X**

例４（２社以上の合計で50%超を保有その１）

株主Ａ

Y直接子会社

**X**

Y卑属会社

Y尊属会社

※「株主Ａ」は被保険者の50%超を保有していないため、「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

例５（２社以上の合計で50%超を保有その２）

Y直接子会社

株主Ａ

Y卑属会社

**X**

Y尊属会社

株主B

Y直接子会社

※「株主Ａ・Ｂ」は被保険者の50%超を保有していないため、「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

|  |
| --- |
| **ロ　買契約の相手方の直接親会社の直接子会社** |

* *いわゆる「兄弟会社」を規定。*

例６（兄弟会社）

**X**

直接親会社

Y兄弟会社

* 「直接親会社」は第２イ号にて該当

|  |
| --- |
| **ハ　議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか２者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）** |

* *被保険者(and/or)子会社の保有割合が50%以下のため子会社とはならないが、親会社を含めると50%を超える法人（共同支配会社～子会社と兄弟会社の中間～）を規定。*

例７（共同支配会社）

直接子会社

Y共同支配会社

直接親会社

**X**

※被保険者+直接子会社≦議決権50%、且つ直接親会社+被保険者+直接子会社＞議決権50%。

パターンは[直接親会社+被保険者+直接子会社]or[直接親会社+被保険者]or[直接親会社+直接子会社]の3通り。

「被保険者+直接子会社」は第2号イ(例2-イ-2)にて該当。

「直接親会社」「直接子会社」は第２号イにて該当。

※上図の「尊属会社」「卑属会社」は直接親会社・直接子会社ではないため、「関連Ａ］は「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

「尊属会社」「卑属会社」は第２号イにて該当。

|  |
| --- |
| **ニ　イ、ロ及びハに該当する法人の支店** |